

寄り添い型生活支援事業 車両送迎に係る実施要領

制 定 令和4年1月31日 こ青育第1037号（こども青少年局長決裁）
最近改正 令和7年11月21日 こ青育第594号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱（平成28年3月9日施行）第20条の規定に基づき実施する支援施設への通所が困難な児童への車両送迎について、必要な事項を定めるものである。

（車両送迎を行う際の基本的事項）

第2条 横浜市（以下「委託者」という。）が契約において児童の送迎を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、児童を乗車させて車両の運転を実施する業務の重要性・危険性を認識し、関係法令等に基づき、適正に遂行しなければならない。

（被送迎者）

第3条 本業務における被送迎者とは、寄り添い型生活支援事業における支援施設の利用を行う児童のうち、通所が困難な遠方の地域に居住する児童や、その他、区福祉保健センター長が車両送迎を必要と認める児童とする。

2 被送迎者との待ち合わせの場所、送迎ルート及び通常と異なる状況への対応等については、あらかじめ委託者、被送迎者及び保護者と十分に協議すること。

（送迎車両）

第4条 受託者は、車両送迎の実施に用いる乗用車（以下「送迎車両」という。）をあらかじめ定め、送迎車両届（第1号様式）に必要事項を記載し、委託者に提出しなければならない。また、その車両に係る自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び車両送迎に係る契約書（車両及び駐車場等）の写しを委託者に提出しなければならない。

2 送迎車両は、法令で規定されている装備のほか、ドライブレコーダー（車内及び車外が撮影可能なもの）及び被送迎者の体格に応じてジュニアシートを装備するものとする。また、3列シート以上の車両については、委託者が指定する置き去り防止を支援する安全装置を装備することができる。

なお、ドライブレコーダーは、送迎実施中において、常に録画機能を作動させておくこととする。

3 送迎車両は、道路運送車両法に基づく検査・点検のほか、送迎実施毎に点検や清掃等を欠かさず行い、タイヤやオイル等の備品及び消耗品が適切に交換されていなくてはならない。また、送迎実施毎に行った点検の内容は、運転日報（第2号様式）に記載しなければならない。

4 送迎車両に異常が認められた際は直ちに使用を中止し、委託者に報告するとともに、受託者の負担において必要な修理を行うものとする。

- 5 受託者が送迎車両をリース契約等によって所有していた場合において、その受託者の責めに帰すべき理由により本事業の受託者が変更となったことでリース契約等に係る途中解約による違約金等が発生した場合は、その支払いは受託者の負担とする。
- 6 故障等により代車が必要になった場合、代車が同条の規定を順守できない車両であるときは、車両送迎を実施しないこととし、期間中は他の送迎方法に切り替えることとする。報告について、寄り添い型生活支援事業実施要綱第16号様式（送迎日報）を使用し、特記事項欄に切替えたことを記録することとする。

（管理責任者及び運転者の指定）

- 第5条 受託者は、送迎業務の安全な遂行について管理監督を行う管理責任者を特定し、管理責任者届（第3号様式）に必要事項を記載のうえ、委託者に提出しなければならない。
- 2 管理責任者は、運転免許及び当該業務の実施に必要となる適性の確認を経たうえで、送迎業務を実際に担当する職員（以下「運転者」という。）を指定し、送迎車両運転者届（第4号様式）に必要事項を記載のうえ、運転免許証の写しとともに委託者に提出しなければならない。また、運転者は、自動車教習所において企業向け安全運転講習及び運転適性検査を受講し、運転技能の向上及び確認に努めなければならない。

（運行管理）

- 第6条 運転者は、送迎車両の運転に対し責任を持ち、道路交通法をはじめとする法令を遵守するとともに、常に安全運転を心掛けなければならない。
- 2 運転者は、運転前に必ず自身の健康状態が良好であること及び同乗者（施設職員）による酒気帯び状態でないことの確認を受け、運転日報（第2号様式）に記録しなければならない。特に、酒気帯び状態ではないことの確認は、アルコールチェッカーを用いて行うこととする。
 - 3 運転者は、自身の健康状態や送迎車両、天候の状況等について、業務の円滑な実施に懸念が生じた際は、必ず管理責任者の指示を仰ぐものとする。
 - 4 管理責任者及び運転者は、運行及び車両の状況等について、送迎車両の利用ごとに、これを運転日報（第2号様式）に記録することを徹底し、委託者の求めに応じていかなる時でも報告できるようにしなくてはならない。また、月ごとの運行状況を車両送迎実績報告書（第5号様式）に記録することとする。

（送迎体制・方法）

- 第7条 送迎を実施する際は、常に2名以上のスタッフで行うこととする。
- 2 送迎地点については、あらかじめ委託者、被送迎者及び保護者と定めた場所とする。
 - 3 被送迎者が乗車及び降車する際に、点呼又はその他の方法により所在を確認しなければならない。
 - 4 児童を送迎したスタッフは、送迎が完了した際、都度、管理責任者に報告するものとする。

（自動車保険）

第8条 受託者は、本業務開始前に被送迎者、第三者及び委託者に与えた損害を十分に補償しうる自動車保険（任意保険）に加入し、当該保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。

2 前条に掲げる自動車保険は、対人及び対物賠償に加え、搭乗者の傷害等について補償しうるものであることを要する。

（交通事故等に関する対応）

第9条 交通事故等が発生した場合は、加害・被害にかかわらず、運転者及び同乗者（施設職員）は以下の道路交通法令に定められた措置等を講じなければならない。

- （1）運転の停止
- （2）負傷者の救護
- （3）交通事故の続発を防ぐため、道路における危険の防止措置（事故車の安全な場所への移動等）
- （4）警察、保険会社及び管理責任者への報告
- （5）相手方の確認
- （6）事故状況と目撃者の確認

2 管理責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、ただちに委託者に報告するとともに、必要に応じてその他の交通事故処理にあたることとする。

3 事故（軽微な事故も含む）等の記録については、その内容、原因等を車両事故報告書（第6号様式）に記載し、委託者に提出すること。

（損害賠償義務）

第10条 受託者は、本業務において被送迎者、第三者及び委託者の身体及び財産に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに解決しなければならない。

（苦情に関する対応）

第11条 管理責任者は、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、必要に応じて、改善に向けた解決策を検討し、委託者の承諾を得たうえで対応にあたることとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条）

●区寄り添い型生活支援事業
送迎車両届

車両番号		
車種		
名義人 (使用者)	氏名又は名称	
	住所	
名義人 (所有者)	氏名又は名称	
	住所	
保険 加入状況	保険会社	
	満期日	
	種類・補償内容等	
添付資料（全て）		☐ 自動車検査証（写し） ☐ 自動車損害賠償責任保険証明書（写し） ☐ 自動車保険証券（写し）

上記の車両を●区寄り添い型生活支援事業送迎業務における送迎車両として使用することを届け出ます。

● 福祉保健センター長

年 月 日

受託法人名 : _____

代表者氏名 : _____

●区寄り添い型生活支援事業
運転日報

実施日		事業所名		使用車両	
年 月 日 () 天候 ()					
運転者		同行者		確認者	
実施時間・走行距離					
迎え			送り		
施設発	時 分	施設発	時 分		
施設着	時 分	施設着	時 分		
走行距離	km	走行距離	km		
利用者					
迎え			送り		
氏名	乗車場所	時間	氏名	降車場所	時間
点検項目(置き去り防止等)					
迎え			送り		
☐ 乗車人数を施設職員と確認した。			☐ 乗車人数を施設職員と確認した。		
☐ 乗車時に利用者に点呼を行った。			☐ 乗車時に利用者に点呼を行った。		
☐ 連絡のない利用者の不在について責任者に確認した。			☐ 連絡のない保護者の不在について責任者に確認した。		
☐ 降車後、車内に児童が残っていないことを確認した。			☐ 降車後、車内に児童が残っていないことを確認した。		
☐ 降車後、車内に忘れ物が残っていないことを確認した。			☐ 降車後、車内に忘れ物が残っていないことを確認した。		
☐ 降車後、車の施錠を確認した。			☐ 降車後、車の施錠を確認した。		
点検項目(運転者の体調等)					
☐ 健康状態は良好である					
☐ 運転免許の所持					
☐ アルコールチェッカーで検査した結果酒気帯び状態ではない ※アルコール濃度が0.14ミリグラム以下の場合を酒気帯び状態ではないとする					
点検項目(車両) ※異常を感じた項目にチェックをすること。異常が無い場合は「異常なし」にチェックすること。 ※国土交通省の「自動車の点検整備」及び「本市共用車運転日報」参照					
☐ 異常なし	☐ ブレーキ液の量	☐ 冷却水の量・漏れ	☐ エンジン・オイルの量・漏れ	☐ バッテリー液の量	☐ ウインド・ウォッシャー液の量・噴射状態
☐ ワイパーの拭き取り状態	☐ ハンドルの作動	☐ 車検証の確認	☐ シートベルトの作動	☐ ブレーキの踏み残りしりと効き具合	☐ 駐車ブレーキの引きしろ
☐ ランプ類(方向器、灯火装置等)の点灯・点滅		☐ タイヤの状態(亀裂や損傷の有無、空気圧、溝の深さ)		☐ エンジンのかかり具合・異音・低速加速の状態	
特記事項					

第 3 号様式（第 5 条）

●区寄り添い型生活支援事業 送迎業務
管理責任者届

氏名	
住所	
受託法人における職位または職務	

上記の職員を●区寄り添い型生活支援事業送迎業務における管理責任者に指定したことを届け出ます。

● 福祉保健センター長

年 月 日

受託法人名 : _____

代表者氏名 : _____

第4号様式（第5条）

●区寄り添い型生活支援事業 送迎業務
送迎車両運転者届

氏名		
住所		
運転免許証	種類	
	番号	
	取得日	
運転者研修	受講日	
	受講場所	
	添付書類	☐ 受講したことがわかる書類

上記の職員を●区寄り添い型生活支援事業送迎業務における運転者に指定したことを届け出ます。

● 福祉保健センター長

年 月 日

受託法人名 : _____

代表者氏名 : _____

○年度
●区寄り添い型生活支援事業
車両送迎実績報告書

事業所名								
月	送迎実施回数 (回)		実利用人数 (人)		延べ利用人数 (人)		走行距離 (km)	備考
	迎え	送り	迎え	送り	迎え	送り		
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								
合計	0	0			0	0	0	

↓

*月によって、異なる場合があるため、単純な合計にはなりません。

●区寄り添い型生活支援事業
車両事故報告書

事業所名					
事故車両	車種		ナンバー		
発生日時	年 月 日(曜日) 時 分頃				
発生場所	市 区 町 丁目 番地				
被害状況	人的被害		物的被害		交通法規違反
	☐ 死亡・意識不明 ☐ 外傷有り ☐ 外傷無し		☐ 家屋・建造物等 ☐ 相手方車両 ☐ その他(「」内に具体的に記載) 「 」		☐ 酒気帯び運転 ☐ その他(「」内に具体的に記載) 「 」
負傷の有無	☐ 有(※) ・ ☐ 無	※該当者		※負傷状況	
事故の状況 (発生時の状況について記載してください。)	(状況図)※簡単な図を記載。保険会社への報告様式や、現場の地図及び写真も使用できます。(別紙可)				(説明)
事故の原因					
初動対応(通報)	☐ 警察(110番) ・ ☐ 救急(119番)				
備考					

下記項目については、全ての情報が揃い次第、報告してください。

事故証明(事故照会番号)	署 第 号
保険適応	☐ 有 ・ ☐ 無
修理適応	☐ 有 ・ ☐ 無